令和８年（フ）第３７０号
堺市南区原山台５丁３番２―908号
債務者　松本　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
北海道旭川市旭岡２丁目11番地の21
債務者　藤原　明洋
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―17―202
債務者　佐藤　信博
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８９号
大阪市住吉区我孫子５丁目10番20号　アークトゥルス　601号
債務者　泉　　教子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　　格
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市宮前町１丁目15番14号　サンエコガーデンM―１　101号
債務者　渡辺　雅和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第４４３４号
愛知県豊田市広川町９―91　レオパレスディアコート入沢307号室、住民票上の住所大阪市大正区鶴町２丁目３番14号
債務者　岡久　将吾
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大住　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３９号
大阪府八尾市南本町２丁目６番27号　大北ハイツ201号、前住所大阪府八尾市末広町３丁目２番10号
債務者　松坂　　勲
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉野まりこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７号
岐阜県美濃加茂市西町八丁目228番地、住民票上の住所愛知県名古屋市北区楠味鋺五丁目2406番地の１　ネオハイツ楠Ⅱ　103号
債務者　太田　紀雄
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉知　孝匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５９３号
埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン106
債務者　小山　　治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５９４号
埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン106
債務者　小山　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン106
債務者　小山　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
岐阜市長森本町２丁目13番５―305号（足立マンション）
債務者　渡辺　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　隼大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２８７号
茨城県稲敷郡阿見町よしわら一丁目24番地14
債務者　寺田　俊樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８８号
茨城県土浦市真鍋二丁目４番32号　まごころの家土浦真鍋
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１４３号
栃木県栃木市今泉町１丁目28番８号
債務者　髙崎　義男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１４８５号
東京都八王子市弐分方町65番地25
債務者　杉田　博美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部